

防衛省及び株式会社 Synspective Japan 所属の
帯を使用する無線設備の運用に関する覚書

防衛省（以下、「甲」という。）及び株式会社 Synspective Japan（以下、「乙」という。）は、甲の 使用する無線設備と、乙の 使用する無線設備との周波数共用に関し、以下のとおり覚書（以下、「本覚書」という）を締結する。

第1条（混信発生の防止）

甲及び乙は、相互の無線設備に混信を生じさせないよう総務省による承認条件を遵守し、 帯を用いる無線設備を運用するものとする。また甲及び乙は、本覚書（本覚書に付属する別紙第1及び別紙第2を含む。）の内容についても遵守し、混信の発生を防止するものとする。

- 2 人命その他に係る緊急時において、甲の行動にともなう通信手段として甲の無線設備の運用が必要な場合、第1項の条件にかかわらず、当該無線設備の運用を行うことができるものとする。

第2条（無線設備の設置場所）

本覚書において取り扱う甲所属及び乙所属の無線設備の設置場所等は、次のとおりとする。

- (1) 甲所属の無線設備の設置場所及び使用地域は、別紙第1のとおり
- (2) 乙所属の無線設備の設置場所は、別紙第2のとおり

第3条（周波数の共用条件）

甲所属の無線設備 の運用について、当該無線設備は、乙所属の無線設備の設置場所から電波の見通し外となることから、甲の運用制限は行わない。

- 2 甲所属の無線設備 の運用について、当該無線設備は、乙所属の無線設備への電波干渉が発生の頻度及び影響の度合いともに十分に小さいとの認識より、甲の運用制限は行わない。
- 3 甲の運用により乙の運用への容認し得ない混信が生じた場合は、必要に応じて、乙から甲に通知し、周波数共用の問題について協議を行う。

第4条（連絡通報体制の設置）

連絡通報体制は連絡窓口担当の調整によることとし、連絡先が変更になった場合は、速やかに担当に連絡する。

第5条（協議）

本覚書について疑義を生じた場合、甲及び乙は相互に協議し措置するものとする。

第6条（守秘義務）

甲及び乙は、本覚書に基づき相手方から開示される資料又は情報等について、本覚書に係る業務目的のみに使用し、相手方の許可なく公表等を行ってはならない。

本覚書による合意の証として、本書2通を作成し、甲及び乙署名の上、各1通を保有する。

令和5年2月10日

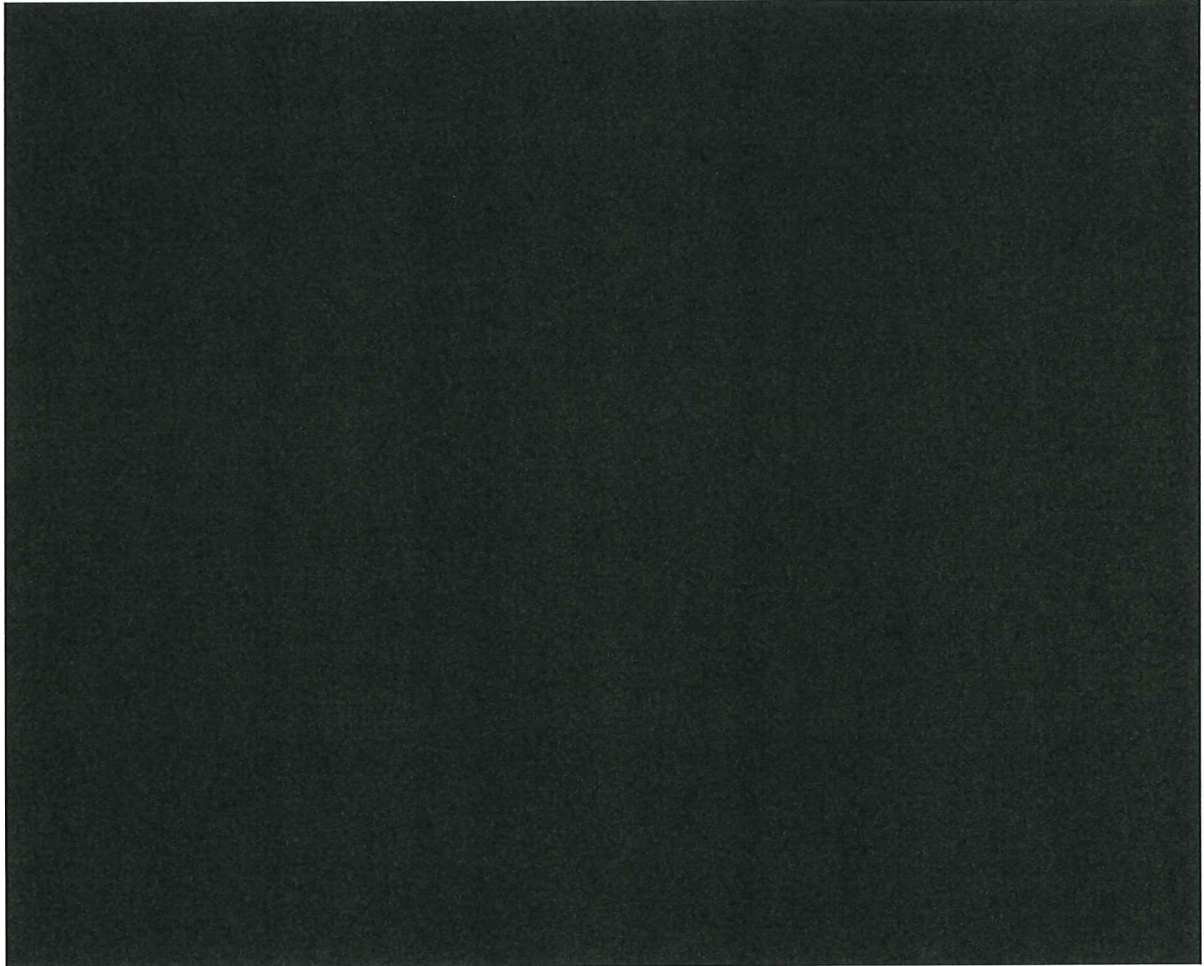
甲 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省整備計画局
情報通信課長 瀬川 篤史

乙 東京都江東区三好3丁目10番3号
株式会社 Synspective Japan

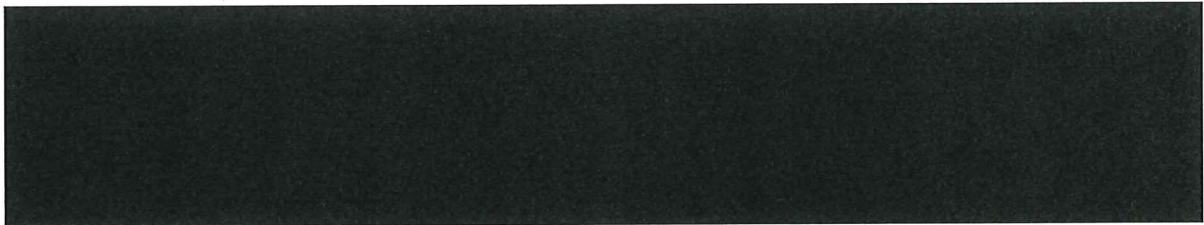
注 意

別紙第1

甲所属の無線設備 [REDACTED] の設置場所



甲所属の無線設備 [REDACTED] の使用地域



乙所属の無線設備の設置場所

